

Web-API 機能利用約款

〔令和 2 年 1 1 月 3 0 日〕
制 定

(本約款の適用)

第 1 条 本約款は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の国立情報学研究所セキュリティ運用連携サービス利用細則（以下「細則」といいます。）第 15 条に基づき、国立情報学研究所が提供する国立情報学研究所セキュリティ運用連携サービス（以下「本サービス」といいます。）のポータルサイトに付随する警報情報取得用 Web-API 機能（以下「本機能」という。）の利用について規定するものです。利用者は、本約款に従って、本機能を使用するものとします。

(用語の定義)

第 2 条 本約款で使用する用語の意義は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の国立情報学研究所セキュリティ運用連携サービス利用規程と細則において定める他、次の各項のとおりとします。

1. 「コンテンツ」とは、「標的型サイバー攻撃情報」、「サイバー攻撃警報」、「マルウェア警報」等、本機能により取得可能な情報をいいます。
2. 「警報情報取得用 Web-API 機能」とは、利用者の情報端末を用いてインターネット等を通じ、本サービスのポータルサイトから情報取得に関する要求を送信することで、コンテンツを取得することを可能とする機能をいいます。
3. 「利用者」とは、本機能を使用し、コンテンツを取得しようとする者をいいます。

(利用目的)

第 3 条 利用者は、本機能と取得したコンテンツを、利用者の所属する参加機関のセキュリティポリシーに従って同機関のネットワークセキュリティを向上する活動のみに利用するものとし、それ以外の目的に利用してはなりません。

(利用の届出)

第 4 条 本機能の利用の申請については、次の各項のとおりとします。

1. 本機能を利用しようとする参加機関は、利用者を選出し、Web-API 利用届出書にて国

立情報学研究所に届け出るものとします。

2. 利用者は、本機能の利用に伴う準備と費用（証明書発行・維持、接続環境等）を利用者の所属する参加機関の負担で用意するものとします。
3. 参加機関は、利用者情報に変更が生じた場合は、速やかに変更情報を国立情報学研究所に届け出るものとします。
4. 参加機関は、本機能の利用が終了した場合は、速やかに国立情報学研究所に届け出るものとします。

（利用条件）

第5条 本機能が許可された専用アカウントの情報とコンテンツの扱いについては、次の各項のとおりとします。

1. 利用者が所属する参加機関は、専用アカウント情報と取得したコンテンツについて、参加機関の責任の下、注意義務をもって管理するものとします。
2. 利用者が所属する参加機関は、本機能の利用(二次利用を含む。)により得られた情報を公開する場合は、事前に(論文投稿の場合は投稿前に)その概要を国立情報学研究所に報告し、その許諾を得た上で、本機能を利用したことを明示するものとします。

（禁止事項）

第6条 利用者への禁止事項と対応措置については、次の各項のとおりとします。

1. 利用者は、本機能の利用に当たり、次の各号の一に相当する、又はそれと同等の行為を行ってはなりません。
 - 一. 本機能と本サービスの運用及び管理の妨害を目的とする行為
 - 二. 前号の目的の有無にかかわらず、短時間における過度のアクセス等、本機能及び本サービスの運用に支障を与える行為
 - 三. 技術的手段による本機能の制限の除去等、制限の適用の回避を目的とする行為
 - 四. 申請情報を偽る行為
 - 五. 他機関のアカウント情報を使用する等の不正アクセス行為
 - 六. 本機能を利用することができる権利を第三者に譲渡・再許諾する行為（ただし、利用者の所属する参加機関のセキュリティポリシー等で認められている場合を除く）
 - 七. 本機能を用いて不正なコードや不正なデータを含むファイル等を故意に送信する行為
 - 八. 以下のいずれかの内容を含むアプリケーションの作成、運営及びこれらに関するサービスを提供する行為
 - イ. 本約款に違反する内容

- ロ. 公序良俗に反する内容
 - ハ. 閲覧者に誤解を与える恐れのある内容
 - 九. 学術研究を目的とする行為（ただし、利用者の所属する参加機関のセキュリティポリシー等で認められている場合を除く。）
 - 十. 国立情報学研究所及び機器製造元の承諾を得ない本サービス、並びに、本サービスで使用する機器の機能や検知手法に関する情報の公表
 - 十一. 適用される法令等に違反する行為
2. 国立情報学研究所は、利用者が前項各号に掲げるいずれかに該当する行為を行ったことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その他国立情報学研究所が必要と認める場合には、次の各号の措置をとることができるものとします。
- 一. コンテンツを使用した研究成果の取り下げを公表先に申し入れること。
 - 二. 当該利用者について、専用アカウントの削除と利用の終了の措置をとること。
 - 三. その他適切な改善要求又は制限・停止措置をとること。

（利用者の責任）

第7条 利用者は、本機能及びコンテンツの利用に関連して、第三者との間で生じた苦情、請求その他紛争等については、自らの責任と負担において解決するものとし、国立情報学研究所に対していかなる責任も負担させないものとします。

（免責）

第8条 本機能についての国立情報学研究所の免責事項は、次の各項のとおりとします。

- 1. 国立情報学研究所は、本機能の保守点検、故障の回復、その他必要のある場合、利用者へ事前の通知をすることなく、本機能の停止、仕様の変更を行うことができるものとします。
- 2. 国立情報学研究所は、本機能の負荷状況に応じて、本機能にアクセス制限をかけることができるものとします。
- 3. 国立情報学研究所は、本機能の内容変更、提供遅滞、中断、停止等、及び、利用者による本機能とコンテンツの取り扱い及び利用（二次利用、誤用、コンテンツの流出を含むがこれに限らない。）に起因して発生した利用者又は第三者に対する損害等（第三者の権利の侵害も含む。）については、法的責任を負わないものとします。ただし、国立情報学研究所方の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。
- 4. 国立情報学研究所は、本機能とコンテンツが、利用者の特定の目的に適合すること、正確性・完全性・有用性・安全性を有すること、また、利用者による本機能とコンテンツの利用が、利用者に適用のある法令又は内部規則等に適合すること、及び不具合が生じない

ことについて、一切の保証をしないものとします。

5. 国立情報学研究所は、本機能が全ての情報端末に対応していることを保証しないものとします。利用者は、本機能の利用に使用する情報端末環境のバージョンアップ等に伴い、本機能の動作に不具合が生じる可能性があることにつき、あらかじめ了承するものとします。国立情報学研究所は、かかる不具合が生じた場合に国立情報学研究所が行うプログラムの修正等により、当該不具合が解消されることを保証しないものとします。

(本約款の改訂)

第9条 本約款の改訂については、次の各項のとおりとします。

1. 国立情報学研究所は、必要があると認めるときは、利用者に対し事前に通知を行うことなく、本約款を改訂することができるものとします。
2. 国立情報学研究所は、本約款の改訂を行った場合は、本サービスのポータルサイトにて利用者に通知します。
3. 利用者は、前項の通知後に本機能の利用を継続する限りにおいて、改訂後の約款に同意したものとみなされます。

(適用範囲)

第10条 本約款は、国立情報学研究所が別途指示しない限り、本機能運用終了後も、本機能提供期間中と同様に有効とします。

(効力の存続)

第11条 本約款第8条ないし第10条、及び第14条は、利用者が本機能の利用を終了した後も、効力を有し続けるものとします。

(準拠法)

第12条 本約款は、日本法に基づいて解釈・執行されます。

1. 本約款又は本機能に関して紛争が発生した場合の第一審専属管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。
2. 本約款のいずれかの条項・条件が何らかの理由で効力が無いとされた場合であっても、その条項・条件は許容される最大範囲で合理的に解釈され、また、いずれかの条項・条件に効力が無いことは本約款の他の条項・条件の有効性や効力に一切影響しません。

(疑義の解釈)

第13条 本約款に定めのない事項又は本約款条項の解釈について疑義が生じたときは、各

当事者協議の上、誠意をもってその解決に当たるものとします。

(使用言語)

第 14 条 利用者は、利用上の手続き及び問合せ等は、日本語で行うものとします。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 1 月 3 0 日から実施する。